

「総合的な学習の時間の指導法」に関する一考察

—導入・実践・課題—

小田 義隆¹ 西尾鮎子²

要旨

2016（平成 28）年の教育職員免許法の改正及び、2017（平成 29）年の教育職員免許法施行規則の改正に伴い、教職課程における必修科目として「総合的な学習の時間の指導法」が導入されることとなった。全国の大学の教職課程では、文部科学省が作成した教職課程コアカリキュラムに示された資質・能力の修得を目的としたカリキュラムを作成するよう求められ、それに沿った「総合的な学習の時間の指導法」が開講されている。

本研究は、文部科学省の「総合的な学習の時間の指導法」に関する教育改革の流れを整理し、近畿大学生物理工学部における「総合的な学習の時間の指導法」の導入過程及び、「総合的な学習の時間の指導法」の授業実践と「総合的な学習の時間」に対する学生の反応からの問題点及び、今後のカリキュラム作りに関する課題を考察するものである。

キーワード：総合的な学習の時間の指導法 カリキュラムマネジメント 教育職員免許法 義務教育学校と大学の連携

1. はじめに

1-1. 問題設定

2016（平成 28）年の教育職員免許法の改正及び、2017（平成 29）年の教育職員免許法施行規則の改正によって、教職課程における必修科目として「総合的な学習の時間の指導法」が導入されることとなった。また、同年、教職コアカリキュラムが作成され、「総合的な学習の時間の指導法」も「各科目に含めることが必要な事項」として位置づけられた。2018（平成 30）年には、教職課程をもつ大学に対して再課程認定を実施し、文部科学省が作成した教職課程コアカリキュラムに求められた諸事項と各大学の教職課程カリキュラムを対応するよう求められた。その際、何回目の授業でどの資質・能力を習得させるかを明記したカリキュラム対応表を提出することが再課程認定の必須条件となった。

本研究は、これらの流れを整理するとともに、近畿大学生物理工学部（以下、生物理工学部。）における「総合的な学習の時間の指導法」の導入過程及び、それらを踏まえて2年間にわたり実施された生物理工学部での「総合的な学習の時間の指導法」の授業実践と、授業実践に対する学生たちの反応から見た「総合的な学習の時間の指導法」に対する要望や課題を考察するものである。なお、項目1、項目2、項目4を小田が担当し、項目3を西尾が担当する。

1-2. 先行研究の概観

「総合的な学習の時間の指導法」の授業科目創設時に関する先行研究は多々あるが、導入時の法律改正や「総合的な学習の時間の指導法」の方法論の分析を行っている先行研究は管見のところあまり多くない。菅沼敬介（2019）は、2017（平成 29）年に告示された学習指導要領と、2016（平成 28）年度の免許法改正・施行規則の改正との関連を論究し、それまでの学校現場での「総合的な学習の時間」の状況から「総合的な学習の時

受付日 2022年4月11日、受理日 2022年5月29日

本研究は近畿大学生物理工学部奨励研究 19-S-2, 2019 の助成を受けた。

1. 近畿大学生物理工学部 教養・基礎教育部門 〒649-6493 和歌山県紀の川市西三谷 930
2. 尼崎市立清和小学校 教諭 兼 近畿大学生物理工学部 非常勤講師

間の指導法」の充実の意義が大きいと述べている⁽¹⁾。常陰則之(2021)は、教職課程コアカリキュラムにおける「総合的な学習の時間の指導法」の内容を分析し、「総合的な学習の時間の指導法」に関する指導内容の一定の方向性ができつつあることを述べている。また、学校によって濃淡があるなどの課題があり、学生たちに自分たちの体験を呼び起こし意味づけを行うことが「総合的な学習の時間の指導法」を理解させるためには必要であると論じた⁽²⁾。宮崎充治(2021)は、免許法改正・施行規則の改正の一連の流れを整理し、「総合的な学習の時間」に対応した科目がなく、誰からも教えられないまま新たな領域を開発する困難を論じている。そして弘前大学での初年度の「総合的な学習の時間の指導法」の実態を記録し、教職課程コアカリキュラムの自主的努力での充実に資するべく研究を行うことが記されている⁽³⁾。

「総合的な学習の時間の指導法」を教員養成に位置づける法整備は進んできているが、大学における「総合的な学習の時間の指導法」の研究は管見のところまだ少ないといえる。今後、各大学で「総合的な学習の時間の指導法」の指導実践を積み重ね、各大学の特徴的な実践を編み出していく必要がある。本研究はその一助としたいと考える。

2. 生物理工学部における「総合的な学習の時間の指導法」の導入

2-1. 2015(平成27)年12月中央教育審議会答申の目指す「総合的な学習の時間」の指導について

2015(平成27)年12月に中央教育審議会(以下、中教審。)⁽⁴⁾「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」の答申が出された。この答申での問題点は、2018(平成30)年度教職課程認定申請に関する事務担当者説明会において以下の3つの課題に整理され方向性がしめされた。

- ①教員免許取得のための必要単位数が法律に規定されており、新たな教育課題が生じても速やかな単位数の変更が困難な点。
- ②学校現場の状況の変化や教育を巡る環境の変化に対応した教職課程になっていない点。
- ③大学教員の研究的関心に偏った授業が展開される傾向があり、教員として必要な学修が行われていない点。

これらの教員養成に関する課題に対する解決の方向性として、①に対しては、教職課程の科目区分の大括り化が提案された。教職課程が教員として最低限必要な資質能力を育成することを目的とすることや履修の適正化を図る観点から、教員免許状取得に必要な単位数を増加させないこととし、新たな教育課題に対応できるような教職課程の内容を精選・重点化するとともに限りある履修量の中で効果的な履修が行われるよう履修の仕組みを工夫することが求められた。その方策として、教科に関する科目と教職に関する科目の区分を見直し、大括り化が提案されたのであった。

そのなかで「総合的な学習の時間の指導法」に関しては、これからの時代の教員に求められる資質能力の一つとして、アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善に対応できる力量の育成の必要性を提言した。これらの実現は2016(平成28)年の教育職員免許法改正により実現する。

次に、②に対しては、新たな課題に対応するための履修内容の充実の必要性として検討された。教員養成段階において、新たな教育課題に対応できる力を育成できるよう、教職課程の科目全体を精選しつつ、新たな科目の創設や既存科目の改善を図るなど、必要な見直しを行うことが求められた。

教職課程に加えるべき新たな教育課題対応科目として、道徳教育の充実、小学校における外国語教育の早期化・教科化、ICTの活用、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童等への対応とともに、「総合的な学習の時間の指導法」に関しては、アクティブ・ラーニングの指導法として議論された。

この段階では、「総合的な学習の時間の指導法」を教職単位として新設するイメージではなく、アクティブ・ラーニングに関する指導力や適切な評価方法は、すべての学校種の教員が身につけるべき能力や技能であるという認識のもと、教職課程においては、これらの育成が適切に行われるよう、児童生徒の深い理解を伴う

学習過程やそのための各教科の指導法に関する授業等に取り入れていくことが求められた。

また、アクティブ・ラーニングの視点からの教育の充実のために、授業そのものを課題探求的な内容や、学生同士で議論をして深め合うような内容にすることを求められた。これらの提言をもとに「総合的な学習の時間の指導法」の創設は2017（平成29）年11月の教育職員免許法施行規則改正により実現された。

③に対しては、各大学は国が整備する教員育成指標を踏まえ教員養成を行うことが求められた。国が策定する指針を踏まえて関係者が共同で作成する教職課程コアカリキュラムを参考にして、大学は教職課程を編成することで全国的な水準の確保を行うことを示唆した。教職課程コアカリキュラムの作成に関しては2017（平成29）年11月に実現している。

2-2. 教員免許に係る法改正に見る「総合的な学習の時間の指導法」

2016（平成28）年11月に教育職員免許法が改正された。大きな改正点は、法律上の科目区分を統合することと、総単位数の変更を行わないというものであった。これまで、教科に関する科目、教職に関する科目、教科又は教職に関する科目の区分を統合し、教科及び教職に関する科目という括りに変更した。この変更により、教科の専門的内容と指導法を統合した科目など大学独自の意欲的な取り組みを実施することが可能となり、教科の専門的内容及び指導法を一体的に学ぶことが可能となった。各教科の専門的内容とあわせて、学習指導要領における教科の目的や内容、板書計画・学習指導案の作成や模擬授業なども一体的に学ぶということである。

それとともに、図1のように、「教育課程及び指導法に関する科目」と「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」の16単位を解体し「道徳、総合的な学習の時間の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」として統合し10単位とした。その他、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「教育実践に関する科目」「大学が独自に設定する科目」の4つに分類し5つの科目区分で教職課程の内容を再編した。

2016（平成28）年12月21日の中教審の答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」において求められる現代的な課題への対応を、2017（平成29）年3月告示の学習指導要領では、「総合的な学習の時間」のテーマである教科等横断的な学習によって解決に向かうことを記しており、ますます、「総合的な学習の時間」の重要性が増しているといえる⁽⁴⁾。

前年度の教育職員免許法改正と、上記の流れを受けて、2017（平成29）年11月に、教育職員免許法施行規則が改正された。この改正により学校現場で必要とされる知識や技能を養成段階で獲得できるよう教職課程の内容を充実させることが目的とされた。この改正で、1) 小学校の外国語（英語）教育 2) ICTを用いた指導法 3) 特別支援教育の充実 4) アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善 5) 学校と地域との連携 6) チーム学校への対応の6つの内容が新たに教職課程に追加された。

この教育職員免許法施行規則の改正のうち、「アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善」を内容とする科目として、「総合的な学習の時間の指導法」が教職科目の新しい科目として新設された。また、同年11月には、「教員養成の質を保証」するものとして教職課程コアカリキュラムが作成され、2018（平成30）年度の教職課程の再課程認定においては、教職コアカリキュラムに定めた内容に授業が対応していることが、認定される条件となった。

【中学校】

現 行

見 直 し の イ メ ー ジ

各科目に含めることが必要な事項		専修	一種	二種
教科に関する科目		20	20	10
教 職 に 関 す る 科 目	教職の意義等に関する科目	2	2	2
	教職の意義及び教員の役割			
	教員の職務内容(研修、服従及び身分保障等を含む。)			
	進路選択に資する各種の機会提供等			
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	6	4
	教育の基礎理論に関する科目			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障がいのある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
	教育課程の意義及び編成の方法			
	各教科の指導法	12	12	4
教育課程及び指導法に関する科目				
道徳の指導法(一種:2単位、二種:1単位)				
特別活動の指導法				
教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	4	4	
生徒指導の理論及び方法				
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目				
教育実践演習	3	3	3	
教科又は教職に関する科目	32	8	4	
専修	83	59	35	

各科目に含めることが必要な事項		専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> イ 教科に関する専門的事項 ロ 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(一定の単位数以上修得すること) 	28	28	12
教育の基礎理論に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に対する理解(1単位以上修得) ホ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。) 	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> イ 道徳の理論及び指導法(一種:2単位、二種:1単位) ロ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 特別活動の指導法 ニ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ホ 生徒指導の理論及び方法 ヘ 教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。) ト 進路指導(キャリア教育)に関する基礎的な事項を含む。) 	10	10	6
教育実践に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> イ 教育実践(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ロ 教職実践演習(2単位) 	7	7	7
大学が独自に設定する科目		28	4	4
専修		83	59	35

■の事項は備考において単位数を設定

※「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止、単位数以外は全て省令において規定。
 ※「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎理論に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブラーニングの視点等を取り入れること。
 ※教育実践に学校インターンシップ(2単位)を含む場合には、他の学校種の免許状取得における教育実践の単位数(3単位)を認めない。

図1 教職課程の科目区分の再編 (平成30年度教職課程認定申請に関する事務担当者説明会資料より引用)

2-3. 生物理工学部における「総合的な学習の時間の指導法」の導入

上述のような教育職員免許法関連の改正・変更を経て、生物理工学部においても教職課程の再審査・認定のために申請書類の作成作業が必須となった。2016（平成 28）年の中教審答申で示された、具体的な教員養成の手法等については、養成を担う各大学の自主性、自律性に委ねられるべきである⁶⁾ という方針に従い、生物理工学部における図 1 に示された科目の再編作業を行った。

教職課程の所属教員の提案に基づいて、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に属する授業科目は表 1 に示すように再編し開講することとなった。

表 1 生物理工学部における科目の再編

教育職員免許法施行規則に定める教育の基礎的理解に関する科目等		最低修得単位数	教育職員免許法施行規則に定める科目に対応する本学部の授業科目	科目区分	単位数
科目	各科目に含める必要事項				
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中学校10単位 高等学校8単位	道徳教育論	中学校必修	2
	総合的な学習の時間の指導法教育方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法と総合的な学習の時間の指導法	必修	2
	特別活動の指導法		特別活動論	必修	2
	生徒指導の理論及び方法進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		生徒指導論（進路指導を含む。）	必修	2
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	必修	2

（近畿大学生物理工学部教職履修要項より作成）

「総合的な学習の時間の指導法」は、科目のくくりとしては、大きな範疇としてはアクティブ・ラーニングの指導法などを想定した当初の考え方から教育方法学の下位範疇となると考え、教育方法学と再編し「教育方法と総合的な学習の時間の指導法」という授業科目に統合し、2単位とした。

担当教員は、教育方法学の研究者と、学校現場で「総合的な学習の時間」を担当している実務家教員とのオムニバス授業を想定した申請を行った。生物理工学部における「教育方法と総合的な学習の時間の指導法」は、2年次配当科目であり2020（令和2）年度が初めての開講となり、現在2年目の授業を終えたところである。

3. 近畿大学生物理工学部における「総合的な学習の時間の指導法」の概要・実践・課題

3-1. 「総合的な学習の時間の指導法」の授業概要

実際に生物理工学部の教職課程において実施した授業実践について、その目的と方法、内容等について述べていく。授業の対象は、教職課程を受講している2年生以上の学生であり、アクティブ・ラーニングを教える科目としては、体験的、協働的に授業に取り組むことを必要とするグループワークを行う授業内容であったため、コロナ禍であったが授業形態は対面授業で行った。

生物理工学部のシラバスで、「総合的な学習の時間の指導法」の学習・教育目標及び到達目標は、表2のように定め、授業の柱を「総合的な学習の時間」の①意義と原理②指導計画の作成③指導と評価の3つとした。

まず、学生に対して「総合的な学習の時間」が導入された経緯と現代社会における子どもの実態を理解させたうえで、子どもたちに求められる資質・能力について理解させる。そして、「総合的な学習の時間」で取り扱う探究課題の具体を知らせ、教材解釈と発問づくりを軸とした単元・授業づくりの方法を習得させ、その際、情報機器の活用を含む指導技術を身につけさせた。また、「総合的な学習の時間」の意義や、各学校において目標及び内容を定める際の考え方を理解し、指導計画の作成に関する必要な基礎的な能力を身に付ける。そして、「総合的な学習の時間」の指導と評価の考え方及び実践上の留意点などの実践力を培う。小グループでの

グループワークや、ディスカッション、ディベート等を取り入れるとともに、実際の学校での実践記録をパワーポイントや学習指導案を通して紹介することも計画した（表3）。

<p>(1) 総合的な学習の時間の意義と原理について</p> <p>①総合的な学習の時間の意義と教育課程において果たす役割について、教科を越えて必要となる資質・能力の育成の視点から理解している。</p> <p>②学習指導要領における総合的な学習の時間の目標並びに各学校において目標及び内容を定める際の考え方や留意点を理解している。</p> <p>(2) 総合的な学習の時間の指導計画の作成について</p> <p>①各教科等との関連性を図りながら総合的な学習の時間の年間指導計画を作成することの重要性と、その具体的な事例を理解している。</p> <p>②主体的・対話的で深い学びを実現するような、総合的な学習の時間の単元計画を作成することの重要性とその具体的な事例を理解している。</p> <p>(3) 総合的な学習の時間の指導と評価について</p> <p>①探究的な学習の過程及びそれを実現するための具体的な手立てを理解している。</p> <p>②総合的な学習の時間における児童及び生徒の学習状況に関する評価の方法及びその留意点を理解している。</p>
--

表2 学習・教育目標及び到達目標

(生物理工学部令和2年度シラバスより抜粋)

表3 授業計画の内容

<p>第1回「総合的な学習の時間」の意義と目標、学校における活用</p> <p>「総合的な学習の時間」の成立の経緯と意義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の受けた「総合的な学習の時間」を思いだし内容を記述する。 ・「総合的な学習の時間」の成立の経緯を調べる。 ・これからの社会を担う子供たちに求められる資質・能力について、指導要領改訂の要旨（主体的・対話的で深い学びの実現など）について知る。 ・「総合的な学習の時間」の意義について自分の意見をまとめる。 <p>第2回「総合的な学習の時間」の実践（年間指導計画と学習指導案及び教材開発の方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「総合的な学習の時間」の構想・指導について ・学校内での指導計画や協働体制・指導上の役割・活動計画の立て方 ・大学キャンパス周辺の地図を見て、実際にどのような活動が行えそうか、調査する。 ・「総合的な学習の時間」の探究課題について知り、活動のアイデアを出し合う。 ・「総合的な学習の時間」の指導案や実践例を参考に、単元計画を作成する。 ・「総合的な学習の時間」の指導計画について学んだことをまとめる。 <p>第3回「総合的な学習の時間」の授業実践例と評価方法と留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「総合的な学習の時間」の授業実践例からカリキュラムマネジメントについて理解を深める。 ・「総合的な学習の時間」とカリキュラムマネジメントやアクティブラーニングとの関わりについてまとめる。

(生物理工学部令和2年度シラバスより抜粋)

3-2. 授業の実際

第1回「総合的な学習の時間」の意義と目標、学校における活用

第1回目の授業では、①自分の受けた「総合的な学習の時間」を思いだし内容を記述する、②「総合的な学習の時間」が導入された経緯と意義について調べまとめる、③これからの社会を担う子どもたちに求められる資質・能力について及び学習指導要領改訂の要旨（主体的・対話的で深い学びの実現など）について知る、の3点を中心に理解を深める実践を行った。

自分自身が受けた「総合的な学習の時間」を、学生がどの様にとらえているかについて、先行研究では、「総合的な学習の時間」についてのイメージや学習経験に大きくばらつきがあると論究する⁽⁶⁾。また「総合的な学習の時間」に対する記憶の乏しい授業を基に単元計画を考えると、体験活動のみの形骸化したものになってしまうと指摘している⁽⁷⁾。

そこで、本実践において、導入として「総合的な学習の時間」の学習経験にばらつきがあったり、イメージが乏しかったりすることを自覚させるため、自分の持っている「総合的な学習の時間」の授業の思い出や体験を呼び起こし意味付けを行うこととした。学生は、「あまり記憶がない」もしくは、「社会見学に行った、修学旅行の準備や班決めに使っていた」など「総合的な学習の時間」の印象が乏しく、その他、学級活動や道徳の学習の時間と混同しているのか、もしくはそのように当時の教員が時間を流用していたのかわからない、というような現状が挙げられた。「総合的な学習の時間」をきちんと受けていない学生が教員になったときに、その意図を理解しないまま指導してしまうのではないかという課題意識を持たせることができた。

次に、「総合的な学習の時間」を導入するにあたっての経緯として、「つめこみ教育の弊害で校内暴力やいじめが起ってきた」⁽⁸⁾という時代背景や、高度経済成長期から詰め込み教育の弊害を取り除くための「ゆとり教育」が導入され、国際化・情報化等社会の変化に伴って、「生きる力」を育むために教科の枠を超えた横断的・総合的な学習が必要となったという経緯を学習させた。反面、指導内容を学校独自に任されたための、学校現場の混乱や時数の削減などの「総合的な学習の時間」に対するトーンダウンなどの現状も伝えた。

また、これからの社会に必要な資質・能力について理解を深めた上で、それを実生活・実社会で活用できるようになるために「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて「総合的な学習の時間」が必要とされているという現在の動向を再度確認し、教職課程での履修の必然性を持たせてから、実際の指導方法・単元作りへつなげていった。

第2回「総合的な学習の時間」の実践について

第2回目の授業では、①学校内での指導・活動計画及び協働体制構築について、②地図を見て実際にどのような活動が行えそうか調査する、③「総合的な学習の時間」の探究課題について知り活動のアイデアを出し合い単元計画を作成する、の3点についての実践を行った。

まず、実際に教員になったときに、どのような動きを自分がすべきか、できるかということを常に念頭におく習慣をつけるため、「総合的な学習の時間」は、課題解決型の学習であり、子どもの興味・関心や問題意識を中心に構想すること、学年チームでの話し合いを十分行い企画していくこと、ネットワークをフルに活用して、体験学習先を開拓していく必要があることを、スライドを用いて理解を深めた。そして「総合的な学習の時間」は、学校独自に目標を定め、テーマや活動を創っていくものであるため、全教職員がかかわる協働体制づくりや学年のチーム・ティーチングでの推進・保護者・地域との連携や協力関係が必要であることを学習させた。

次に、地域との連携協力の重要性を踏まえ、実際に生物理工学部付近の地図を配付し、付近に体験学習ができそうな施設がないかを調査する体験学習先の開拓体験活動を行った。利用できるメディアをフルに活用し調査させた。学生は、コロナ禍のオンライン授業で培った情報機器に関するスキルが高くグーグルマップで各施設を探り当て詳細を検索したり、どのような活動が行えるかを調査し、具体的な活動案を立て、次の単元計画

作成に生かしていた。

実際の学校で設定する「総合的な学習の時間」の探究課題は、中学校学習指導要領解説第3章第3節(5)で規定した⁽⁹⁾①国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、②地域や学校の特色に応じた課題、③生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の将来に関する課題などを踏まえて設定することが示された。授業内で、探究課題例①②③を確認した後、スライドでの実践例で示し、学生をグループに分け、小グループ内で活動のアイデアを出し合わせた。自分たちで体験学習先の開拓体験の時に調査したものを利用し、実際に単元として作成できそうなものを相談させ、グループで単元計画を作成させる活動を行った。(表4)

表4 学生が作成した単元計画

(1) 探究課題 食：食をめぐる問題と地域の農業や生産者		
(2) 単元計画 (対象小学校5年生)		
時	学習活動	指導上の留意点・児童の反応
1	食品ロスについて、現状を知る。	給食の残食写真を見せる
2	学習の見通しを持つ	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者は食品が捨てられていることについてどう思うのだろう ・実際に農場に行ってみたい ・思いを聞きに会いにいきたい
3	社会科の授業で農作物の生産の流れについて調べる【社会科で継続】	
4	地域の農家の方に学校に来ていただき、農業生産についてお話を聞く	課題意識を持たせる。実際に見学に行った際に何を見なければならぬか。 質問をまとめる
5	ミニトマトを学校内で、自分達で育てる(継続)	農家で植え付けをしているところはムービーで見せる
6	実際に農家に行き、収穫体験を行う	今まで調べてきたことを質問したい <ul style="list-style-type: none"> ・一番うれしかったことは何か ・型落ちトマトはどうしているのか
7	グループで学んだこと、伝えたいことをポスターにまとめる <ul style="list-style-type: none"> ・身近なフードロスについて ・自分達にできる方法を調べる 	<ul style="list-style-type: none"> ・お世話になった生産者の方、他学年の生徒、保護者に伝えたい ・生産者の苦労や思いを通して食品を無駄にしないことが大切だと伝えたい
8	保護者を読んで、発表会をする【国語】	<ul style="list-style-type: none"> ・他のグループと感想を交換させる ・保護者の方に感想をもらう
9	食品ロスをなくすためのメニューを考えて実際に家庭で作る【家庭科】	

〈学生グループの単元計画作成例〉

この活動の留意点として、その後の探究活動につなげるための出会いとして非常に重要なものであるため導入の工夫を留意させた。また「総合的な学習の時間」は、カリキュラムマネジメントを意識して、他教科と総合的・横断的に行うべきことも留意させた。実際に筆者が実践した「総合的な学習の時間」の単元例を示し単元の構成の流れを理解させるとともに、2017(平成29)年改訂において、「主体的で対話的な深い学び」を目指した授業改善が求められており、探究的なものへとマネジメントすることを留意して単元計画を作成させた。

表 4 は、実際に学生が作った単元計画であるが、他教科とつなげて学習活動を組み込んだり、体験やインタビューなどの調査活動を入れ込んだり、意識して作成されている。

第3回「総合的な学習の時間」の評価方法について

第3回目の授業では、①「総合的な学習の時間」の授業実践例とカリキュラムマネジメントやアクティブ・ラーニングとの関わりについて理解を深める、②「総合的な学習の時間」の評価の観点と評価の方法について知る、の2点を中心に理解を深める実践を行った。

筆者が実践した「総合的な学習の時間」におけるカリキュラムマネジメントを行った単元の授業実践例を動画やスライドで紹介し、他教科の様々な領域と結び付けて行っていることを理解させ、各教科で身につけた力を「総合的な学習の時間」を通して結び付け、教科横断的な学びとして、実社会の様々な場面で活用できる汎用的な力にしていくことについての理解を深めた。授業実践例として神戸大学附属小学校5年単元「人はどのように生きるべきか」を取り扱った。この単元は、宿泊学習（特別活動）の実践で、広島平和記念資料館への訪問や周防大島での民泊でインタビューを行い報告文にまとめる国語の学習活動とつなげて行った単元である。この時、インタビューの方法や敬語の使い方も国語の学習の中であらかじめ行っていた。

学生たちは、筆者が実際に小学校で行った「総合的な学習の時間」の授業を映像や写真を用い、児童の様子や教師の意図、授業における留意点など生きた経験を通して伝えることにより教科等横断的取り組みを理解し、カリキュラムマネジメントとは、「確かな学力」の習得と、「生きる力」の育成に必要な教育の内容等を教科等横断的に組み立て、実施に必要な人的又は物的な体制を確保するなど、組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこととして理解し、授業実践例に対しては国語と「総合的な学習の時間」の教科横断的な取り組みであることを読み取っていた。

また、「総合的な学習の時間」の評価の観点や方法については、学習指導要領⁽¹⁰⁾に示された以下の評価の観点を元に行っていることを理解させた。

ア 知識・技能…何を理解しているか、何ができるか。

イ 思考力・判断力・表現力…課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現のプロセスの中で、どのように発揮し、問題を解決しているか。

ウ 学びに向かう力、人間性等…主体的・自己理解・協同性・他者理解・社会貢献などの心情や態度が育っているか。

その上で、各学校で評価規準を設定することや、何の評価物を基にして評価するかなどについて、また評価する人は担任だけではなく、学年担当やゲストティーチャーなど関わった人、皆で行うことなどを提示して理解させた。評価に関しては、実際の子どもの姿がイメージできないと、学生の子どもに対する評価のイメージも持ちにくいようであった。

3-3. 「総合的な学習の時間の指導法」の授業実践における成果と課題

本実践は学生たちの「総合的な学習の時間」に対するイメージが鮮明でないというレベルからのスタートであった。本実践をとおして、まずは、自分が生徒だったときに「総合的な学習の時間」がどの時間で何のためにやっているのかを、知らずに授業に参加していたことを自覚させた。「総合的な学習の時間」に対するイメージなく学習していたことを自覚することによって、授業全体のふりかえりと自己の学びのメタ認知ができ、有効であったと言える。

また、単元計画作りではグループワークを用いながら体験的な活動を組み込むことにより、グループで補い合いながら協働して作成する姿勢を習得し、アクティブ・ラーニングの観点の特徴づける実践となった。

本実践は PC、タブレットなど情報機器を用いてグーグルマップやインターネット等で素早く情報を集めることができ、教材開発に関わる情報収集に取り組み有効であった。学校教育の現場では、一人一台パソコンを持

っている状況になりつつあるので、ロイノートなどの授業支援アプリの活用や児童生徒への教材提示・オンライン通信の活用、スライドの作成などに情報機器を活用するなど、視覚的にも高度に発展した教材開発が期待される。

一方、本実践を通して、今後、「総合的な学習の時間の指導法」を指導するにあたって、いくつかの課題も浮上した。まず、学習指導案の作成に関して単元計画を中心に作成したが、活動を考えるだけで時間がかかり、実際の学習指導案としては、内容を深めることが困難であったように感じた。今後は、その活動を実施する際の留意点や、指導する教師の生徒支援についても具体的に掘り下げていきたい。

次に、「総合的な学習の時間」の評価に関することである。授業の中では、実際の児童・生徒の姿がないため、学生に授業実践例から生徒の評価についてイメージさせることができず、評価に関する検討が困難であった。今後はまず、一つの単元についての評価規準を具体的に作成するために、学習の成果物やふりかえりカード、ポートフォリオ等の評価物を実際に使用して、生徒を評価する学習も取り入れたい。実際に文章表記の評価の文を作成することは難しいため、評価の観点や評価文例を提示して、そこから適したものを選ばせるという手立て等も工夫したい。

4. おわりに

本研究は、生物理工学部において「総合的な学習の時間の指導法」の導入過程及び、「総合的な学習の時間の指導法」の指導に関する実践報告、実際に指導実践を行った際の工夫した点や課題を考察した。ここでは、総括として以下の2点を言及したい。

- ① 生物理工学部の学生の特性と「総合的な学習の時間の指導法」に必要な指導内容。
- ② 「総合的な学習の時間の指導法」新設に関する教育施策と本学部における「総合的な学習の時間の指導法」の実践との関連や影響。

まず、①に関して、「総合的な学習の時間」は、文部科学省による大枠が提示されはしたが、実際に指導する現職教員が「総合的な学習の時間」の指導方法を学ぶことなく小学校・中学校・高等学校に導入された領域であり、項目 3-4 で指摘するように導入時に混乱があり、優れた指導実践を参考にしながら今日まで手探りで実践されてきた領域である。

生物理工学部における指導実践においても、「総合的な学習の時間」のイメージはほぼ皆無な状態の学生がほとんどであり「総合して時間があったかな」というような印象をもっていた。この結果の現れは大学における教員養成にも原因があり、「総合的な学習の時間」の実践が学校現場で行われているにもかかわらず、教員免許取得に必要な科目しか開講してこなかったことに起因すると考える。また、大学が輩出する教師に対しても、「総合的な学習の時間」に関しては、学習指導要領の規定に縛られずに自由に教育することができる裁量が認められていたにもかかわらず、自由な裁量に困惑してしまう教師の体質も、教職課程をもつ大学が育成していたことも事実である。よって今後の「総合的な学習の時間の指導法」の授業構築には大学と義務教育学校等の学校現場が連携し、学校現場が必要としている知識・技術を共同で開発していくことが望まれる。

その取り組みの一つに、生物理工学部における「総合的な学習の時間の指導法」の実践があり、「総合的な学習の時間」を研究し、また実際に学校現場で「総合的な学習の時間」を子どもたちに指導している実務家教員による教職指導が、今後の教師教育に重要な役割を果たす意義があると考えられる。また、本実践で、生物理工学部の ICT などコンピュータを使いこなす理系学生としての特性が発揮され、その特性を引き出す「総合的な学習の時間の指導法」の実践が、卒業後すぐに「総合的な学習の時間」を指導する即戦力的教師に育っていくと考える。

次に②に関して、2015(平成 27)年度中教審答申以降、これからの教員に求められる資質としてアクティブ・ラーニングの視点をもった教師が求められ、すべての学校種の教員が身につけるべき能力・技能という認識が

定着した。それらを教員養成に反映させるべく、国が整備する教員育成指針を踏まえた教職課程コアカリキュラムが策定され、それに則って画一的な教職課程となりつつある。生物理工学部のシラバスにおける「総合的な学習の時間の指導法」の学習・教育目標及び到達目標も、教職課程の再課程認定にパスすべく教職課程コアカリキュラムに準拠したものにしたが、今後のカリキュラム作りにおいて、教職課程コアカリキュラムに準拠しつつも学校現場の視点を盛り込むとともに生物理工学部の学生の特性に応じたものに修正し、様々な大学で多様なアクティブ・ラーニングの視点をもった教師が養成できるよう工夫することが求められると考える。

註

- (1) 菅沼敬介「実践的指導力を高める『総合的な学習の時間の指導法』に関する研究」『福岡教育大学紀要』第68号第4分冊、2019年、177頁。
- (2) 常陰則之「『総合的な学習の時間の指導法』の実践についての一考察」『教育総合研究叢書』第14号、2021年、208頁。
- (3) 宮崎充治「弘前大学全学教職科目での『総合的な学習の時間の指導法』（2020年度）初年度実践の覚書」『弘前大学教育学部研究紀要クロスロード』第25号:55-62、2021年、55頁。
- (4) 菅沼敬介「実践的指導力を高める『総合的な学習の時間の指導法』に関する研究」『福岡教育大学紀要』第68号第4分冊、2019年、177頁。
- (5) 中央教育審議会「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」(答申)2015年12月21日、49頁。
- (6) 栗山靖弘「教職課程科目『総合的な学習の時間の指導法』に関する理論的考察—受講者の学習経験に注目して—」『鹿屋体育大学学術研究紀要第57号』2020年、127頁。
- (7) 同前、131頁。
- (8) 経志江・小田義隆編『教員採用選考試験のための教職論』鴻蘆書舎、2019年、100頁。
- (9) 文部科学省『中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総合的な学習の時間編』2017年7月、28-30頁。
- (10) 同前、74-79頁。

英文抄録

Practice on “Teaching Method on the Period for Integrated Studies”
: Introduction / Practice / Issues

Yoshitaka Oda¹ Ayuko Nishio²

With the revision of the Education Personnel License Law in 2016 and the revision of the Education Personnel License Law Enforcement Regulations in 2017, “Teaching Method on the Period for Integrated Studies” was introduced as a compulsory subject of the teaching profession course. Accredited universities nationwide offer “Teaching Method on the Period for Integrated Studies” as the core curriculum of the teaching profession.

In this study, we first summarized the flow of educational reforms related to the “Teaching Method on the Period for Integrated Studies” by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology. Next, we considered the introduction process of “Teaching Method on the Period for Integrated Studies” in Kindai University Faculty of Biology-Oriented Science and Technology and the lesson practice of “Teaching Method on the Period for Integrated Studies”. Finally, we considered the problems that the educational field has regarding “the Period for Integrated Studies” and the requests and issues regarding “Teaching Method on the Period for Integrated Studies”.

Keywords : Teaching method of comprehensive learning time, Curriculum management, Education Personnel License Act, Collaboration between compulsory education schools and universities

Received 11 April, 2022, Accepted 29 May, 2022.

1. General Education Division, Faculty of Biology-Oriented Science and Technology, Kindai University, Wakayama 649-6493, Japan

2. Amagasaki Municipal Seiwa Elementary School Teacher and Part-time Lecturer, General Education Division, Faculty of Biology-Oriented Science and Technology, Kindai University, Wakayama 649-6493, Japan